

新築された家屋（注文住宅など）の場合

住宅用家屋証明申請書

(イ) を選択(O印)
さらに(a)~(f)のいずれかを
選択

租税特別措置法施行令

- (イ) 第 41 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第 42 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a)第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請日 年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名

印 共有は持ち分も記入

所在地		登記事項証明書のとおり (新築から1年以内に申請)
建築年月日	年 月 日	
取得年月日	年 月 日	不要
取得の原因 (利) 居宅部分が 50 m ² 以上であること	(1) 売買 (2) 競落	
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定	
床面積		登記事項証明書のとおり (床面積は階層ごとでも 合算でも可)
構造		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集	
工事費用 (マンションや併用住宅などの場合要確認 ((ロ)(a)の場合に記入))		不要
売買価格 ((ロ)(a)の場合に記入)		円

<備考>

- 1 { } 中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d)又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c)又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d)若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(ロ) を選択(○印)

さらに(a)、(b)のいずれかを選択
 択

- (イ) 第 41 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第 42 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a)第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請日

年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
 氏名

印

共有は持ち分も記入

所在地		登記事項証明書のとおり (新築から 1 年以内に申請)
建築年月日	年 月 日	
取得年月日	年 月 日	売買契約書(売買)または代金納付期限通知書(競落)のとおり ※競落の場合の取得年月日は代金納付期限通知書の発行日(通知日)
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落	
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定	
床面積		登記事項証明書のとおり (床面積は階層ごとでも合算でも可)
構造		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集	
工事費用の総額 ((ロ)(a)の場合に記入)	(ロ)(a)に該当する場合のみ、記載する	
売買価格 ((ロ)(a)の場合に記入)		円

<備考>

- 1 { } 中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d)又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c)又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d)若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

住宅用家屋証明書

(イ)または(ロ)を選択(○印)
 (イ)に○をつけた場合はさらに(a)~(f)、(ロ)に○をつけた場合はさらに(a)又は(b)のいずれかを選択

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋〔 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 } 〕がこの規定に

該当するものである旨の証明をします。

(ハ)または(ニ)を選択(○印)し、日付を記入

それぞれの項目を記入
 申請書と一致していること

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因(移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

岩手県奥州市長 郷右近 浩